

○美咲町旭特産物加工場「さくら工房」設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年9月21日

規則第54号

(趣旨)

第1条 美咲町旭特産物加工場「さくら工房」設置及び管理に関する条例（平成18年美咲町条例第37号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、美咲町旭特産物加工場「さくら工房」（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、施設利用申請書（様式第1号）に所定の事項を記載し、指定管理者（以下「管理者」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、管理者が別に定める方法により申請する場合は、申請書の提出を省略することができる。

(利用料金の減免)

第3条 条例第11条の規定により利用料金の減免を申請しようとする者は、減免申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 利用料金を減免できる範囲は、管理者が減額し、又は免除することが適当と認めたときとする。

(事故等)

第4条 施設内において事故等が発生した場合、施設側に責めがある場合を除き利用者がその責めを負うものとする。

(損傷等の届出)

第5条 施設、設備若しくは備品をき損し、又は滅失した者は、直ちに管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(読替規定)

第6条 管理者が不在の場合又は美咲町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年美咲町条例第7号）第7条第1項の規定により指定管理者が業務の停止を命ぜられた場合において、前条までの規定中「指定管理者」及び「管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日規則第26号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

No. _____

美咲町旭特産物加工場「さくら工房」利用申請書

利用日時	年 年	月 月	日 日	午前・午後 午前・午後	時 時	分から 分まで
利用人員	人					
備 考						

上記のとおり申請します。

年 月 日

様

申込者 住所 _____
団体名 _____
氏名 (代表者名) _____
連絡先 _____
TEL _____

様式第2号 (第3条関係)

美咲町旭特産物加工場「さくら工房」利用料金減免申請書

年 月 日

様

住所

団体名

氏名 (代表者名)

連絡先

TEL

美咲町旭特産物加工場「さくら工房」設置及び管理に関する条例第11条及び同条例施行規則第3条の規定に基づき利用料金の減免を申請します。

利用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利用料金	利用料金 有 _____ 円 ・ 無
減免の申請理由	

減免を承認する。

減免を承認しない。

年 月 日

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）